

財務省告示第七十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十九年四月二十日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成十九年五月十日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百八
十五回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び平成
十九年度における財政運営のた
めの公債の発行の特例等に関す
る法律（平成十九年法律第二十
五号）第二条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項及び附則第七十六条第一項
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。）の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）の価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適
用等

四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募

六
イ 発
入 価 行 争 非 者
札 格 行 入 価 ・
発 競 札 格 第
行 争 額 発 競

八
口
国 債 市 場
札 非
発 競
行 争
入

込
み
の
応
募
額
を
割
り
当
て
る
。

円 額 面 金 額 で 一 兆 七 千 百 八 十 五 億
う ち 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 の 規
定 に 基 づ き 一 千 九 百 九 十 九 億 五 千 九 百
つ い て は 一 千 六 百 六 十 六 億 五 千 九 百
十 二 億 五 千 六 百 六 十 六 億 五 千 九 百
十 九 億 五 千 六 百 六 十 六 億 五 千 九 百
め の 公 債 の 発 行 の 特 例 等 に 関 する た
る 法 律 第 二 十 一 条 第 一 項 の 規 定 に 基
づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て
は 一 千 九 百 二 十 八 千 百 五 十 四 億
九 千 九 百 二 十 四 十 六 千 九 百 五 十 四 億
関 する 法 律 第 四 十 六 条 第 一 項 の
規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債
に つ い て は 一 千 九 百 二 十 四 十 六 千 九
五 十 七 億 八 千 四 百 五 十 七 千 九 百 五 十
同 法 附 則 第 七 十 六 条 第 一 項 の 規
定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に
つ い て は 一 千 九 百 二 十 五 億 五 千 九 百
七 十 九 億 五 千 五 百 七 十 五 万 円
平 成 十 九 年 度 に お ける 財 政 運 営
の た め の 公 債 の 発 行 の 特 例 等 に
関 する 法 律 第 二 十 一 条 第 一 項 の 規 定
に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ
い て 基 づ き 一 千 九 百 二 十 九 億 五 千 九
百 九 十 九 年 度 に お ける 財 政 運 営
に つ いて 基 づ き 一 千 九 百 二 十 九 億 五 千 九

十 十
口 イ 一
発

十 十
三 二
の 經 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 行 行
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競 価 行
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 、 入 行 争 格 日

額 平 す 額
の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と
成 十 九 年 四 月 二 十 日
面 金 額 百 円 に つ き 百 円 三 十 五
額 上 の 所 ぞ れ の 応 募 価 格
面 金 額 百 円 に つ き 百 円 三 十 七

(一) 年 一
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算
式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二
十 号 の 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.7 \times 31}{100 \times 365}$$

(二) 発 行 時 に お い て 、 そ の 利 子 に
係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ る
も の と し て 振 替 口 座 簿 中 の 口
座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も の

二十 十九 十八 十七 十六 十五
 払 者 入 払 元 償 償 後 第
 込 札 場 利 還 還 の 二
 期 参 所 金 還 還 期 期
 日 加 支 額 限 子 以

についで、前記(一)の算式によ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額
 へただし、当該国債を発行時
 において取得する者が非居住
 者又は外国人である場合に
 は、前記(一)の算式により算出
 た金額に当該非居住者又は外
 国法人が適用を受ける所得税
 の税率を乗じた金額を控除
 することができる。
 平成十九年九月二十日を支払
 とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う(以下、
 次号及び第十六号において規定
 する期日について同じ。)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六月間に属する
 利子を支払う。
 平成二十九年三月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 財務大臣から通知を受けた者
 平成十九年四月二十日

二十一 払込場所 日本銀行の本店又は支店